

傍線の部分は改正部分

○ ○ 消費生活協同組合における共済計算理人の確認の基準

新旧对照条文
一部を改正する告示案
消費生活協同組合における共済計算理人の確認の基準の

一九四八

オ いう。以下同じ。)を上回る場合 次の(1)及び(2)に掲げるナリ の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての 責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の 基礎となるべき係数の水準)第七項の規定により一号分析期間の期 初において締結する保険契約に適用される予定利率をいう。以下同 じ。)を上回る場合 次の(1)及び(2)に掲げるナリオ	(1) . (2) (略) ロ (略) 二四 (略) 3 一四 (略) の区分(以下「共済契約区分」といふ。)にて、当該各号に定めるも のとす。	一 第一号保険契約(平成八年大蔵省告示第四十八号)保険業法第百十 六条第一項の規定に基づく长期の保険契約で内閣府令で定めるものに ついての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の 計算の基礎となるべき係数の水準。以下「大蔵省告示」という。第一 五項に規定する第一号保険契約をいう。以下同じ。)に準ずる共済契 約 同項の規定により一号分析期間の期初において締結する第一号保 险契約に適用される予定利率	二 第二号保険契約(大蔵省告示第五項に規定する第二号保険契約)をい う。以下同じ。)に準ずる共済契約 同項の規定により一号分析期間 の期初において締結する第一号保険契約に適用される予定利率	三 第一号及び第二号に規定する共済契約以外の共済契約 大蔵省告示 第七項の規定により一号分析期間の期初において締結する保険契約に

適用される予定利率

(新設)

次の各号に掲げる共済契約に係る一号分析期間の期初における標準利

率については、前項の規定にからむらず、当該各号に定めるものとする

これができる。この場合において、共済計理人は、第一号又は第一号に

掲げる共済契約にあつては当該共済契約に該当すると判断できる根拠

を、第二号に掲げる共済契約にあつては当該共済契約に該当する旨を、

一 前項第一号に掲げる共済契約であつて、大蔵省告示第六項に規定す

る保険契約に準ずるもの(以下、前項第一号に定める予定利率とする

こと)が合理的であると認められるもの(以下、同号に定める予定利率

二 複数の共済契約区分に属する共済契約からなる共済事業の種類にお

いて、一の共済契約区分に属する共済契約の契約量が少ないと認められる当該

収支分析の結果に及ぼす影響が少ないと認められる場合における当該

共済契約 当該共済契約区分以外の共済契約区分に属する共済契約に

係る一号分析期間の期初における標準利率

三 複数の共済契約区分に属する共済契約からなる共済事業の種類(前

号に掲げるものを除く。)における共済契約 当該共済契約区分に属

する共済契約に係る一号分析期間の期初における標準利率のうち最も

る標準利率を第三項第一号に定めるものとする場合には、第一項第一号

の長期国債応募者利回りは、利付国庫債券(十年)応募者利回り及び利

付国庫債券(二十年)応募者利回りの平均とみなすものとする。

5

(新設)

第三項第一号又は前項第一号の規定により一号分析期間の期初における

標準利率を第三項第一号に定めるものとする場合には、第一項第一号

低いもの

